

## 冷蔵倉庫に関するQ&A

Q 「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？

A 「冷蔵倉庫」とは非木造(鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造など)の「保管温度が10℃以下に保たれる倉庫」です。

なお、非木造の倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているような場合には、改正による変更はありませんので、ご連絡は不要です。

冷蔵倉庫は倉庫自体に冷蔵機能を備えた建物です。



Q 所有している倉庫は「冷蔵倉庫」ではないのですが

A 今回の改正は非木造の「冷蔵倉庫」についてのみですので、ご連絡は不要です。

Q どのようなことを調査するのですか？

A 所有されている非木造の倉庫が「保管温度が10℃以下に保たれる倉庫」なのか確認します。該当する倉庫が複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途であるかどうか、床面積などの確認を行います。

Q 調査の際、必要な書類はありますか？

A 床面積の確認を行いますので、寸法の分かる平面図をご用意ください。また、保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類(冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など)のご用意をお願いします。

Q いつから変更なんですか？

A 次回の評価額の見直し年の平成24年度課税分から変更になります。

所有されている倉庫について、担当課へご連絡をいただく  
必要があるかどうか、以下のチャートでご確認ください。

非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造など）の  
倉庫を所有している

はい

倉庫内は10℃以下に保つことが可能

はい

倉庫そのものに冷蔵機能を備えている  
（倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているものではない）

はい

いいえ

今回の改正による変更はございませんので、ご連絡は不要です。

いいえ

いいえ

現況調査をさせていただく必要がある可能性があります。  
一度、税務課までご連絡ください。

お問い合わせ先

桶川市 総務部 税務課  
Tel 048-786-3211  
FAX 048-787-5408